

徳島県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年10月6日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	44	三加茂東祖谷山	三好郡東みよし町加茂2011番7地先から 同 1866番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

幅員が狭小な通学路の占用を制限し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月6日